

学校いじめ防止基本方針

大分県立大分豊府中学校
大分県立大分豊府高等学校

1 基本方針（基本方針策定の意義と内容）

「いじめ問題への対応」は、本校の教育活動における最重要課題の一つである。いじめは、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことに鑑み、本校では「いじめの防止等のための対策」を定め、その責務を明らかにし、「いじめの防止等のための対策」を総合的かつ効果的に推進することとする。

教職員は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、生徒が安心して生活を送れる学校作りに取り組まなければならない。

◎（いじめの未然防止）

「いじめは、どの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる必要がある。大分豊府中学・高校の一員として自覚できるような学校作りが大切である。

◎（いじめの早期発見）

いつでも誰にでも相談できる体制をつくり、生徒の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有することが大切である。また、定期的にアンケート調査を実施する。

◎（いじめ問題解決のための組織的対応）

いじめ情報の正確な実態を把握し、いじめ対策委員会など指導体制を確立し、指導方針を決定する。いじめられた生徒を徹底して守り、生徒の心の安定を図る。

◎（関係機関等との連携等）

学校だけで対応できない事案は、大分県教育委員会との連携を密にし、児童相談所や警察など関係機関と連携する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。……『いじめ防止対策推進法 第2条』

(2) いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許され

ない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

具体的ないじめの態様

- ◎ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◎ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◎ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◎ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◎ 金品をたかられる
- ◎ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◎ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◎ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制・組織体制

① 指導体制

- ・生徒に関する情報を教職員全員で収集し、情報を共有する。
- ・指導における具体的な行動基準を確認する。
- ・一部の教職員のみには負担が偏らないようにする。
- ・随時、取り組みを見直し、修正する。

② いじめ対策委員会を設置

- | | |
|------|--|
| 目 的 | 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的かつ組織的対応を行う |
| 構 成 | 校長、副校長、教頭、生徒指導領域主任、教育相談主任、各学年主任、スクールカウンセラー、学級担任、関係職員（部顧問等） |
| 取り組み | ・学校いじめ防止基本方針の作成、検証
・年間指導計画の作成
・校内研修会の企画、立案
・アンケートの実施及び調査結果、報告等の情報の整理、分析
・いじめが疑われる案件の対応
・配慮を必要とする生徒への支援
・対応に関する具体的方策の策定（外部との連携含む） |

4 いじめ防止の措置

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む必要がある。

(1) いじめの予防

◎未然防止の基本は、「生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係づくり」、「安心・安全に学校生活を送る」、「規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくり」を行っていくこと。

◎生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることで、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

◇学習指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

◇特別活動、総合学習の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・ボランティア活動の充実

◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

◇情報モラル教育の充実

◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(2) 早期発見

I. 些細な変化に気付く

II. 気付いた情報を確実に共有

III. 速やかに対応

① 観察

- ◎ 授業だけでなく、休み時間等にも「声かけ」を行う。
- ◎ 課題等提出物や学級日誌を通して生徒を理解する。

② 情報収集

- ◎ 定期的な面談（教育相談）。
- ◎ 保護者や地域からの情報収集。

③ アンケート調査

- ◎ 記名または無記名選択方式で実施する。
- ◎ 子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握する。

④ 教育相談の実施

- ◎ SCの利用や各種相談機関の周知及び各自治体福祉関係部署との連携。

(3) いじめの対応

- ◎発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ◎被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ◎指導の際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切。
- ◎教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① いじめの深刻度レベル

レベル	内容
レベルⅠ	1対1による比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物隠し等の精神的苦痛を伴う実害がある。
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者・本人が検討
レベルⅤ	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る。

② いじめ対策委員会

レベル	委員会	構成
I～Ⅲ	いじめ対策委員会	副校長、教頭、☆主幹教諭、生徒指導領域主任、★生徒指導主任、健康教育相談主任、人権教育主任、関係職員
Ⅲ以上	いじめ緊急対策会議	校長、副校長、教頭、☆主幹教諭、生徒指導領域主任、★生徒指導主任、健康教育相談主任、人権教育主任、各学年主任、担任、関係職員 (事案に応じて、大分県いじめ解決支援チーム)

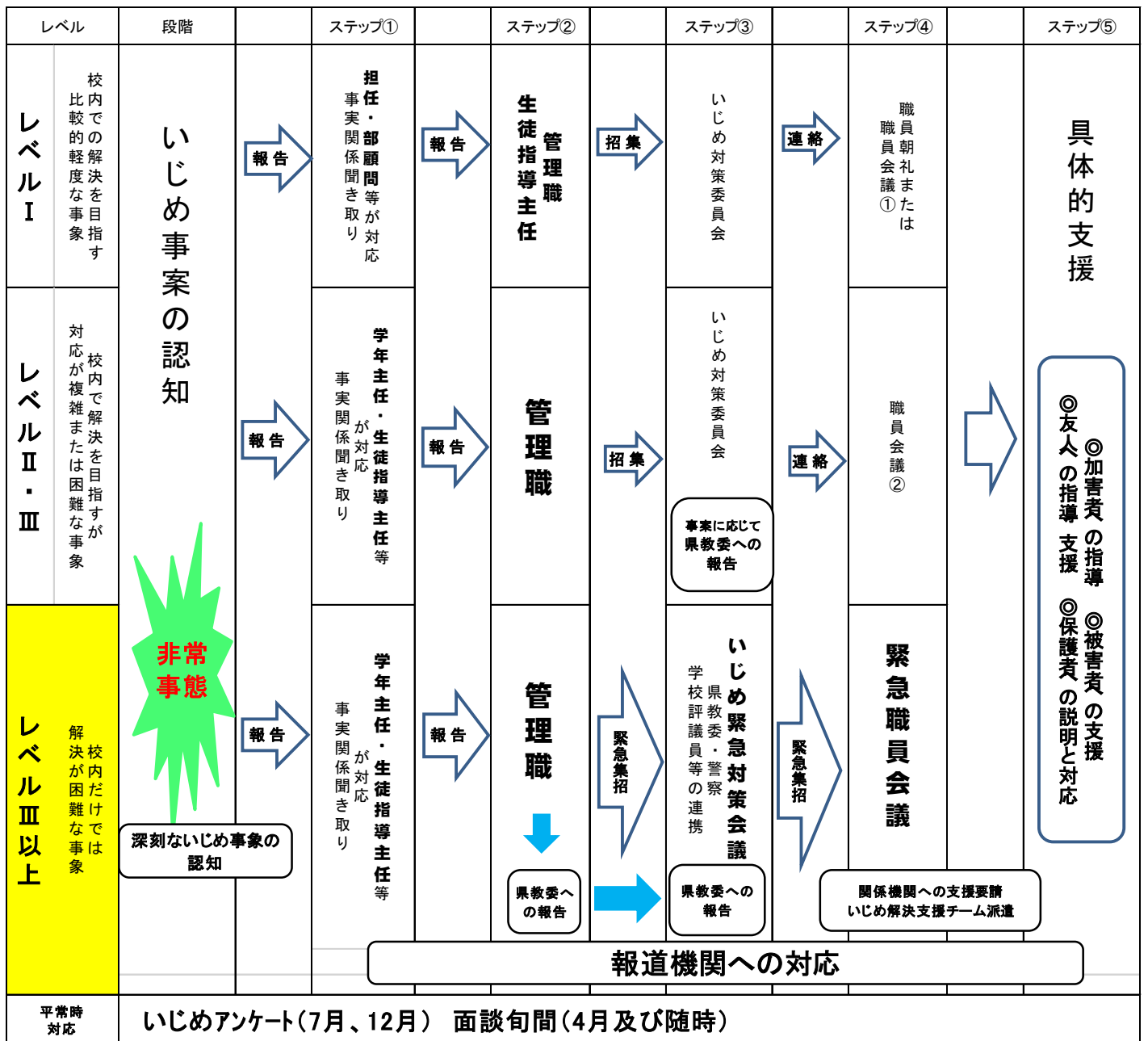
☆は中学、★は高校のみ

③ 職員会議

レベル	職員会議	主な内容
I	職員会議①	事象・指導内容を全職員へ周知する。
Ⅱ・Ⅲ	職員会議②	①に加えて、指導方針を確認する。 必要に応じて関係機関への相談、警察への連絡
Ⅲ以上	緊急職員会議	②に加えて 拡大防止、学校業務の安定、収束のための指導

④ 関係機関

種別	関係機関
学 校 関 係	P T A 役員、学校評議員
県 教 育 委 員 会	生徒指導推進室 (097-506-5543) 24 時間いじめ相談窓口 (0570-0-78310)
県 教 育 セ ン タ ー	教育相談部(097-503-8987)
県 福 祉 関 係	児童相談所 (097-544-2106)
警 察	大分県警中央警察署生活安全課(097-533-2131) 大分っ子フレンドリーサポートセンター(097-532-3741) サイバー犯罪対策室(097-536-2131)



(4) 生徒・保護者への対応

① いじめられている生徒への対応

教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示す ・プライバシーの保護に十分配慮する
確認すること	・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意志 ・カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化 ・PTSD、自殺危険度のアセスメント

② いじめている生徒への対応

教師の対応	毅然とした態度で対応
伝えること	・いじめは決して許されない行為である ・いじめられた側の心の痛みに配慮する ・自分の行為が重大な結果に繋がった
確認すること	・カウンセリングの必要性
留意すること	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者である可能性

③ 友人、知人（観衆、傍観者）への対応

教師の対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	・カウンセリングの必要性
留意すること	・観衆、傍観者も加害者になること

④ いじめられた生徒の保護者への対応

教師の対応	家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える
伝えること	・徹底して守り通すことや秘密を守ること
確認すること	・状況に応じ、複数の教職員の協力の下、当該生徒の安全を確保すること
留意すること	・いじめられている生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくること

- ◎ 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。
- ◎ 状況に応じ、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ◎ いじめが解決したと判断される場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ◎ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

⑤いじめた生徒の保護者への対応

教師の対応	迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る
伝えること	・ 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めること ・ 継続的な助言を行うこと
確認すること	・ 当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮すること
留意すること	・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていくこと

5 ネットいじめへの対応

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ◎ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ◎ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ◎ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ◎ 早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ◎ 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ◎ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に関するいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ◎ 学校における情報モラル教育を進める
- ◎ 保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要。

6 重大事態への対応

◎ 本校独自作成の、別紙「危機管理マニュアル」参照

(1) 重大事態とは

- ① いじめられている生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
 - ② いじめられている生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ・ 年間30日を目安
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合 → 迅速に調査に着手
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる

(2) 重大事態の発生報告

学校 → 学校の設置者（大分県教育委員会） → 大分県知事

(3) 調査の主体判断

学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめ防止対策委員会」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

(4) 事実関係を明確にするための調査実施

- ◎ 重大事態にいたる要因となったいじめについて明確にする
 - ① いつ（いつ頃から）
 - ② 誰から
 - ③ どのような態様であったか
 - ④ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ⑤ 学校・教職員がどのように対応したか

- ◎ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査
 - ① いじめられた生徒からの聴取が可能な場合
 - ・ いじめられた生徒や情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先
 - ・ 調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援が必要
 - ② いじめられた生徒からの聴取が不可能な場合
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
 - ・ 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手